

## 薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる婚活支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、お互いを認め合う人権の尊重及び男女共同参画の推進を目的に、近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚のための活動を支援する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所又は所在地を有する公共的団体、結婚のための活動を支援する事業を実施する実行委員会等の団体その他市長が適当と認める団体とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体及び当該団体が構成団体となっている団体等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 結婚を前提とする男女の出会いの機会を提供するものであること。
- (2) イベント等の参加者の総数が原則として、市内に居住する男女10人以上で、参加する男女の比率のいずれもが3割以上のものであること。
- (3) 広報活動等を通じて一般から広くイベント等の参加者を募集すること。
- (4) イベント等の参加料は、事業の趣旨を踏まえ、適切な額を設定すること。
- (5) 公序良俗に反する内容及び社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (6) 補助金の交付決定時において、補助対象事業に着手していないもの
- (7) 特定の構成員のための福利厚生が目的ではないと認められるもの
- (8) 補助対象事業を営利事業として行っていないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、直接人件費及び補助事業者の収益となる経費は対象としない。

- (1) 報償費 イベント等の司会者・講師謝礼等（旅費等を含む。）に係る費用
- (2) 食糧費 参加者の飲食に係る費用で、本市内で調理、調達したもの
- (3) 消耗品費 補助対象事業の実施に必要な消耗品等（参加者への景品及び記念品、飲食に係るもの等を除く。）に係る経費で本市内で調達したもの
- (4) 印刷製本費 チラシ、ポスター、資料等の印刷及びコピー代等に係る費用
- (5) 通信費 イベント等に係る郵便料等に係る費用
- (6) 広告料 イベント等に係る広告掲載、宣伝料等に係る費用
- (7) 保険料 イベント等に係る損害保険料等に係る費用
- (8) 使用料及び賃借料 イベント等に係る会場使用料、機器等借上料等に係る費用
- (9) その他経費 イベント等の開催において、市長が必要と認める費用  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から参加料の総額を差し引いた金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、参加者数に2,000円を乗じて得た額（当該額が20万円を超えた場合においては20万円）を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施日の20日前までに、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を行うことが適当であると認めるときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更申請）

第9条 申請者は、補助金対象事業の内容について変更をしようとするときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に補助対象事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の承認等）

第10条 市長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付を行うことが決定したときは、薩摩川内市婚活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業を完了した日から1箇月以内又は当該補助対象事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、薩摩川内市婚活支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市婚活支援事業補助金請求書（様式第7号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めた場合。

(2) 申請者が第4条各号に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金交付申請書

薩摩川内市婚活支援事業補助金の交付を受けたいので、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業内容

|        |  |
|--------|--|
| 事業名称   |  |
| 実施日    |  |
| 実施場所   |  |
| 参加者の条件 |  |
| 募集方法   |  |
| 参加予定人数 |  |
| 参加費    |  |
| 事業内容   |  |
| その他    |  |

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった薩摩川内市婚活支援事業補助金については、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定に付する条件

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた、薩摩川内市婚活支援事業補助金に係る事業内容を変更したいので、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更を行う事業内容

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった薩摩川内市婚活支援事業補助金  
変更承認申請について、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第10条の規  
定により、下記のとおり変更交付決定を通知します。

記

1 補助金の交付決定額

|     |  |
|-----|--|
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

2 変更決定に付する条件

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 所在地  
名称  
代表者名

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあった薩摩川内市婚活支援事業補助金に係る事業を実施したので、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

実施内容

|      |  |
|------|--|
| 事業名称 |  |
| 参加者数 |  |
| 実施日時 |  |
| 実施場所 |  |
| 事業内容 |  |

注 実施した状況が分かる資料等（プログラム、チラシ、写真）を添付すること。



様式第6号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

薩摩川内市長

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった薩摩川内市婚活支援事業補助金について、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第12条の規定により、補助金の交付額が確定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 積算根拠

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

請求者 所在地  
名 称  
代表者名

印

薩摩川内市婚活支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった薩摩川内市婚活支援事業補助金について、薩摩川内市婚活支援事業補助金交付要領第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

|       |         |
|-------|---------|
| フリガナ  |         |
| 口座名義人 |         |
| 金融機関名 |         |
| 本・支店名 |         |
| 種 別   | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号  |         |